

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成18年6月29日(2006.6.29)

【公開番号】特開2001-97745(P2001-97745A)

【公開日】平成13年4月10日(2001.4.10)

【出願番号】特願平11-280310

【国際特許分類】

C 03 C	27/12	(2006.01)
C 08 K	3/08	(2006.01)
C 08 K	5/10	(2006.01)
C 08 L	29/14	(2006.01)
C 09 J	11/04	(2006.01)
C 09 J	11/06	(2006.01)
C 09 J	129/14	(2006.01)

【F I】

C 03 C	27/12	D
C 08 K	3/08	
C 08 K	5/10	
C 08 L	29/14	
C 09 J	11/04	
C 09 J	11/06	
C 09 J	129/14	

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月17日(2006.5.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ポリビニルアセタール樹脂100重量部と、トリエチレングリコールモノ2-エチルヘキサノエートを0.1~5.0重量%含有するトリエチレングリコールジ2-エチルヘキサノエート20~60重量部とを主成分とする合わせガラス用中間膜であって、ナトリウム(Na)を5~50ppm及び/又はカリウム(K)を5~100ppm含有することを特徴とする合わせガラス用中間膜。

【請求項2】少なくとも一対のガラス間に、請求項1記載の合わせガラス用中間膜を介在させ、一体化させて成ることを特徴とする合わせガラス。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明(以下、発明2という)による合わせガラス用中間膜は、発明1の合わせガラス用中間膜において、ポリビニルアセタール樹脂が、ポリビニルブチラール樹脂であることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

請求項2記載の発明（以下、発明3という）による合わせガラスは、少なくとも一対のガラス間に、発明1又は2による合わせガラス用中間膜を介在させ、一体化させて成ることを特徴とする。

以下、本発明を詳細に説明する。